平成２１年（フ）第１８７６号
横浜市南区永田みなみ台２番７―404号
債務者　和田ひろみ（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８９５号
横浜市港北区綱島台８番６号　フラワーメゾン201
債務者　鈴木　成子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９１４号
横浜市金沢区柴町32番地30　M・ステージ海の公園104
債務者　高橋　光行
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９２６号
神奈川県藤沢市大鋸２丁目９番７―501号
債務者　大石富美子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４３号
岩手県宮古市高浜３丁目１番36号
債務者　田川　俊一
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第４８号
岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑45番地４
惣畑第２団地Ａ－４、住民票上の住所岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑45番地４
債務者　佐々木則子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第４９号
岩手県宮古市和井内第８地割５番地１
債務者　岩穴　栄男
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第５０号
岩手県下閉伊郡山田町豊間根第７地割117番地２
債務者　木村　　孝
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第３５９号
静岡県浜松市東区植松町260番地の５　マンション寺田102号室、住民票上の住所静岡県浜松市南区西島町1011番地の２
債務者　新里　　宏
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２０年（フ）第２２９６０号
東京都杉並区浜田山２丁目17―12―313
破産者　奥寺　北斗
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７７１６号
東京都新宿区新宿３丁目13番５号
破産者　株式会社アクセスライフ
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２６７号
北海道小樽市高島１丁目２番６号
破産者　石井運輸株式会社
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第７３８４号
東京都港区六本木４丁目１番13号スタービル３階
破産者　株式会社ブラウニーウィッズ
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７３８５号
東京都北区赤羽台１―１―１―406柴崎方、住民票上の住所東京都港区南麻布２丁目13―16―401
破産者　谷川　　功
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第６０９号
京都府京田辺市大住立原25番地１
破産者　里見田工業株式会社
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１７８２号
京都市山科区音羽野田町１番地の６
破産者　有限会社サトー
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１号
京都市右京区太秦西野町５番地２
破産者　有限会社サンユー
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係